

## 野迫川村重度心身障害老人等医療費助成要綱

平成17年9月1日

要綱第2号

改正 平成20年2月18日要綱第1号

平成24年9月13日要綱第2号

平成28年6月8日要綱第3号

平成28年9月13日要綱第7号

### (目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し医療費の一部を助成し、もつて重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (助成の範囲)

第1条の2 重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又はひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）その他の法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額（以下「一部負担金等」という。）のうち、次に掲げる額を控除した額を助成する。

(1) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上の上の入院に係る医療費については、1,000円

### (助成の要件)

第2条 一部負担金の助成は、野迫川村に住所を有する高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含み、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）のうち、次に掲げる者に対して行うものとする。

(1) 野迫川村心身障害者医療費助成条例第2条第1項第2号から第4号及び第2項に規定する助成要件に該当する者

(2) 野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月野迫川村条例第9号）第2条第1項の各号（第3号を除く。）に規定する助成要件に該当し、かつ、第4条に規定する支給制限を受けない者

(助成の申請)

第3条 一部負担金の助成を受けようとする者は、重度心身障害者老人等医療費助成申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を村長に提出するものとする。この場合において、村長は、必要な書類を添付させることができるものとする。

(助成の決定)

第4条 村長は申請書を受理した場合において第2条の助成の要件に該当する者（以下「助成対象者」という。）であると認めるときは、重度心身障害老人等医療費交付請求書（別記様式第2号。以下「請求書」という。）を交付するものとする。

(一部負担金の請求)

第5条 助成対象者は、医療機関等に一部負担金を支払った場合又は村長に医療費の支給を申請した場合は、振込金融機関を必ず明記した請求書により村長に一部負担金を請求できるものとする。

(一部負担金の交付)

第6条 村長は、第5条の請求があつたときは、診療報酬明細書又は連名簿等により当該助成対象者が一部負担金を支払ったことを確認のうえ、一部負担金を銀行振込により交付するものとする。

(助成の更新申請)

第7条 助成対象者は、毎年6月1日から同月30日までに、重度心身障害老人等医療費助成（更新）申請書（別記様式第1号）を村長に提出できるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年要綱第1号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第2号）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第2号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第2号）

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

